

<<①地盤について講ずる措置>>政令第7条

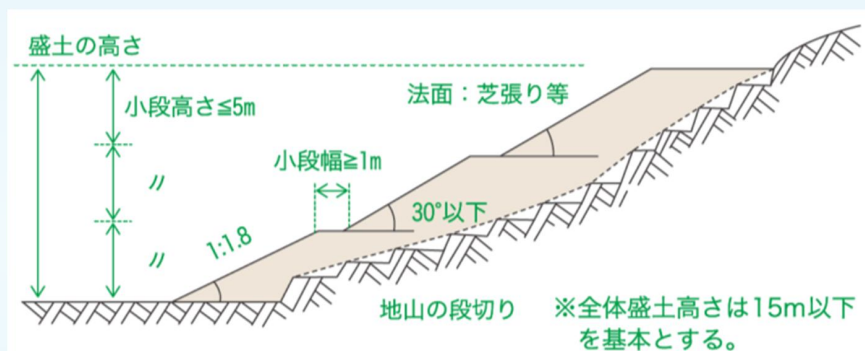
- ・盛土をする場合に、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置（**盛土の締め固め**、盛土内に浸透した地表水等を排除するための**透水層の設置**、**地滑り抑止ぐい設置等**）を講ずること。
- ・著しく傾斜している土地で盛土をする場合に、盛土をする前の地盤と盛土とが接する地盤面が滑り面とならないよう、**段切り等の措置**を講ずること。
- ・盛土又は切土をした後の土地の部分に生じた**崖の上端に続く当該土地の地盤面**には、その崖の反対方向に雨水その他の**地表水が流れるよう**、**勾配を付**すること。
- ・山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地（**渓流等**）において**高さ15mを超える盛土**をする場合には、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく**地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること**。
- ・切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること

56

5 技術的基準について（土地の形質変更）

<<①地盤について講ずる措置>>技術的助言

- ・地盤の安定計算を行う場合の留意事項
（政令第7条第2項第2号関係）（盛土等防災マニュアルV.3、V.4関係）
- ・盛土をした後の土地の地盤について、土質試験等に基づく安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめる場合には、盛土本体に加え、基礎地盤や擁壁等も含めた、造成後の土地の地盤全体の安定性を検討してください。
- ・盛土のり面の勾配は、のり高、盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として30度以下とする。



※上記に該当しない場合は、安定計算により地盤の安定を確かめること。

57

<<②擁壁等の設置>>政令第8条

- ・盛土又は切土をした土地の部分に生ずる以下の崖面には擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
 - 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1 mを超える崖
 - 切土をした土地の部分に生ずる高さが2 mを超える崖
 - 盛土と切土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2 mを超える崖
- ・ただし、以下の場合には、擁壁を設置する義務はない。
 - 土質毎に規定された勾配の条件に合致する場合
 - 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
 - 崖面崩壊防止施設が設置された崖面
- ・擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。
 - ※ 擁壁は構造計算等により設計
 - ※ 擁壁には水抜き穴等を設置

58

<<③崖面崩壊防止施設>>政令第14条

- ・崖面に擁壁を設置することとした場合に、地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるとき擁壁に代えて設置
- （適用範囲）
- ・地盤の変動等の擁壁の機能を損なう事象が生じるおそれが特に大きい場所
 - ・地盤の変動が許容される箇所での使用のみ
- ⇒ 住宅地等の地盤の変動が許容されない土地には適用できない。

崖面崩壊防止施設のイメージ

項目		崖面崩壊防止施設		
代表 工種	工種名	鋼製枠工	大型かご枠工	ジオスタイル補強土壁工
	イメージ 写真			
変形への追従性		中程度	高い	中程度
耐土圧性		相対的に小さい土圧		相対的に中程度の土圧
透水性		高い（中詰め材を高透水性材料とすることで施設全面からの排水が可能）		中程度 （一般に排水施設を設置する）

59

<<④崖面及びその他の地表面について講ずる措置>>政令第15条

- ・盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。
- ・盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。
 - 崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、排水勾配をつける措置が講じられた土地の地表面
 - 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面
 - 農地等における植物の生育が確保される部分の地表面

60

<<⑤排水施設の設置>>政令第16条

- ・盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次のいずれにも該当するものを設置
 - 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
 - 耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
 - 管渠の勾配及び断面積が、地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
 - 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールを設けること。
 - ・管渠の始まる箇所
 - ・排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所 等
 - ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
 - ますの底に、深さが15cm以上の泥溜めが設けられているものであること。
- ・盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設を設置すること。

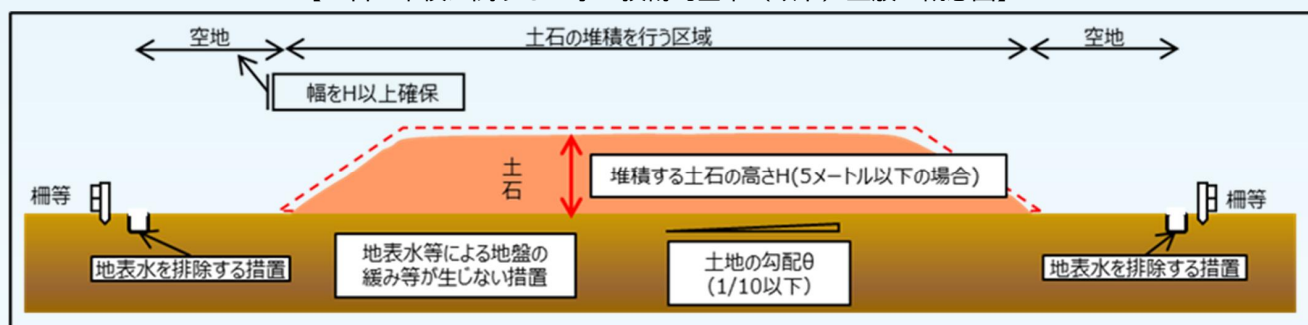
61

土石の堆積に係る技術的基準（政令）

・土石の堆積に関する工事の技術的基準一覧

政令	技術的基準
第19条1項 1～2号	地盤の安全確保
第19条1項 3～4号	周辺の安全確保
第19条1項 5号	土石の崩壊防止措置

【土石の堆積に関する工事の技術的基準（政令）全般の概念図】



※堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地が必要です。

※堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地が必要です。

62

5 技術的基準について（土石の堆積）

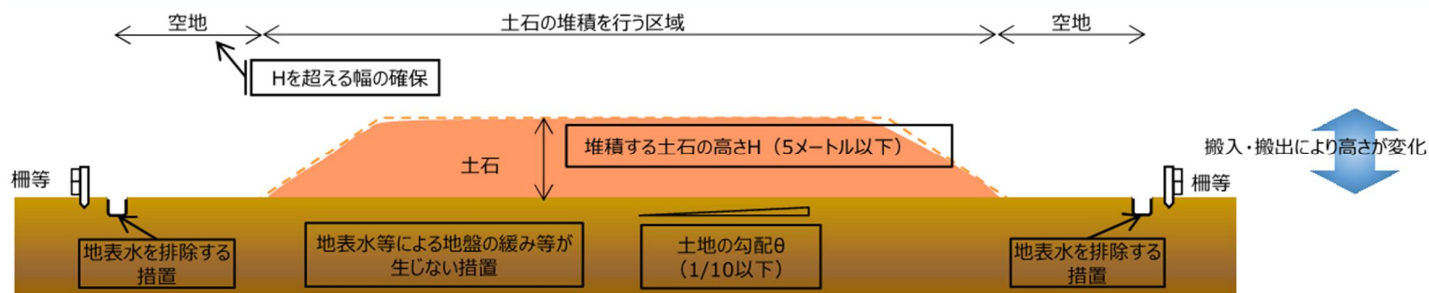
土石の堆積に係る技術的基準（政令）

- ・土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。
 - 土石の堆積は、**勾配が10分の1以下である土地**において行うこと。
 - 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、**地盤の改良その他の必要な措置**を講ずること。
 - 堆積した土石の周囲に、次のいずれかに該当する**空地（勾配が10分の1以下であるもの）**に限る。）を設けること。
 - (イ) 堆積する**土石の高さが5 m以下である場合は当該高さを超える幅の空地**
 - (ロ) 堆積する**土石の高さが5 mを超える場合は当該高さの2倍を超える幅の空地**
 - 堆積した土石の周囲に、**柵**その他これに類するものを設けること。
 - 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該**地表水を有効に排除**することができるよう、堆積した土石の周囲に**側溝を設置することその他の必要な措置**を講ずること。

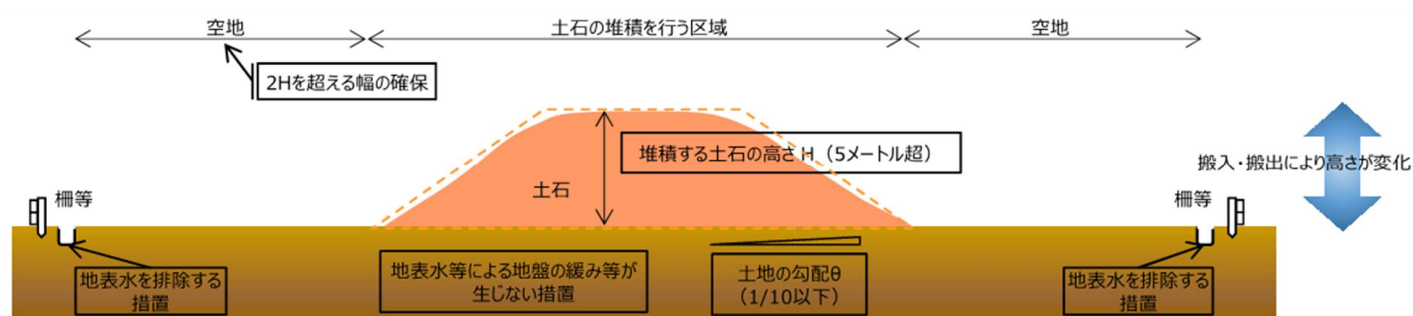
63

【参考】土石の堆積に係る技術的基準（政令）全般の概念図

(イ) 堆積する土石の高さが5 m以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5 m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



<参照:国土交通省HP『盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方』より>

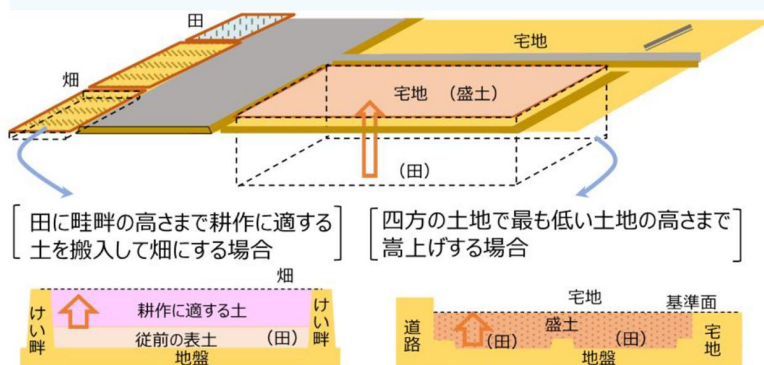
64

6 事例紹介

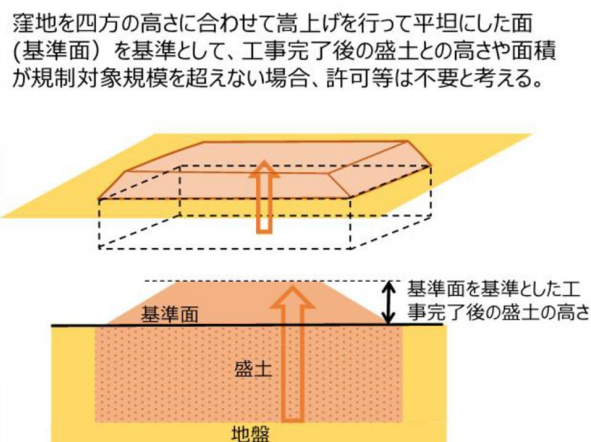
①窪地で行う盛土は規制対象になるのか

➡ 以下の場合、規制対象外

四方の土地の高さに合わせて
嵩上げする場合



四方の土地より少し高く盛土
(50cm以内) する場合



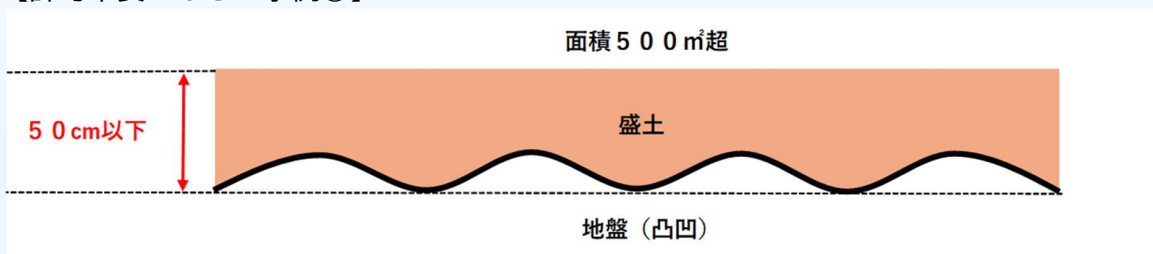
※盛土前後の地盤の標高差50cm超から、
面積に応じて規制の対象となる

66

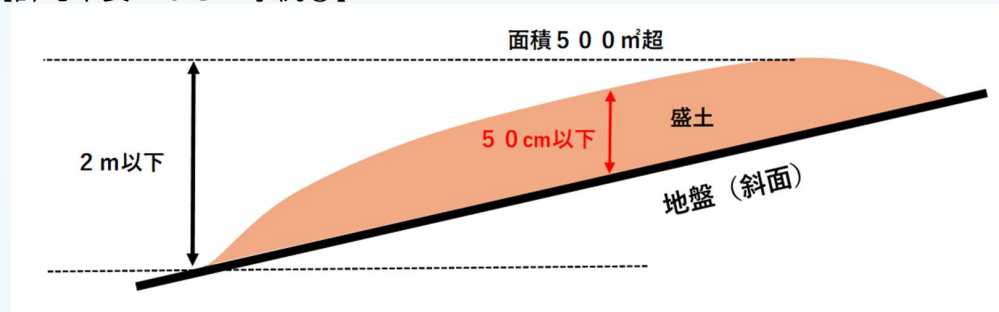
②薄い盛土は許可対象となるのか

➡ 高さが2 m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50 cmを超えない盛土又は切土をするものは、許可不要です。

【許可不要となる工事例①】



【許可不要となる工事例②】

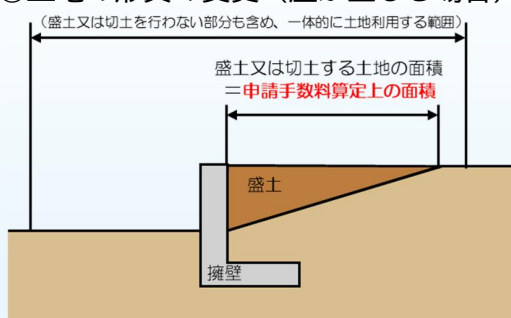


67

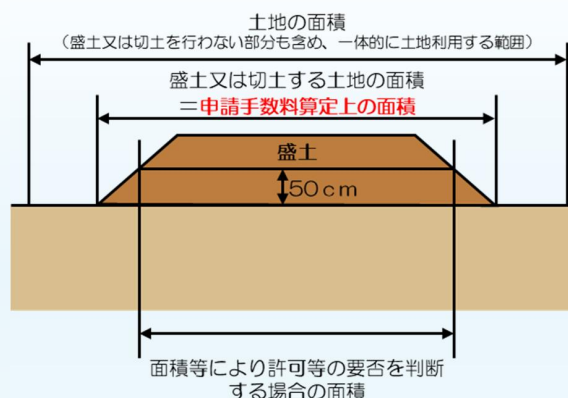
③許可申請の対象面積はどの範囲か

➡ 許可申請の対象面積は次のとおりです。

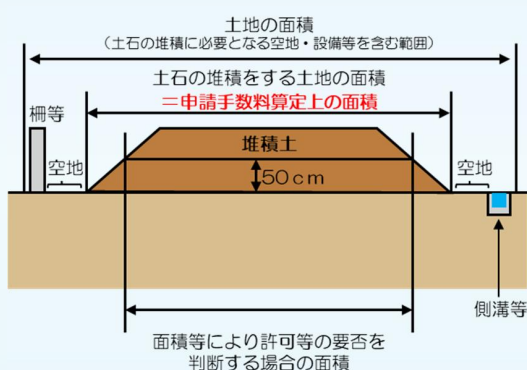
①土地の形質の変更（崖が生じる場合）



②土地の形質の変更（崖が生じない場合）



③土石の堆積



68

④工事現場で土石を仮置きする場合も許可対象か

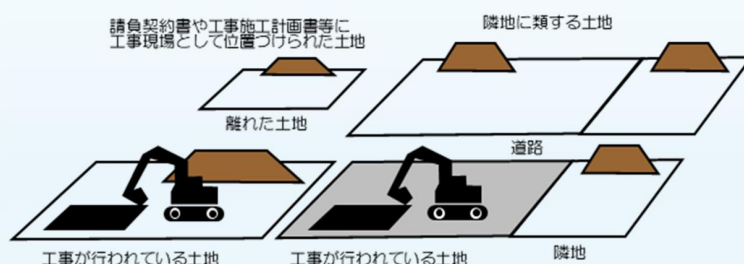
➡ 工事現場やその付近において、本体工事と一体的に安全管理されている仮置き土は、許可不要です。【技術的助言】

【工事の現場】の考え方

- 工事が行われている土地を指す
- 請負契約を伴う工事にあたっては、請負契約書や施工計画書等に工事現場として位置づけられた土地が該当（本体工事が行われている土地との直線距離が10km以内のもの）

【工事の現場の付近】の考え方

- 本体の工事現場の主任技術者等が容易に状況を把握し到達でき、本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当



<「工事現場における仮置き」の「堆積する場所」イメージ図>

※「盛土規制法に係る手引（東京都）」を一部加筆修正

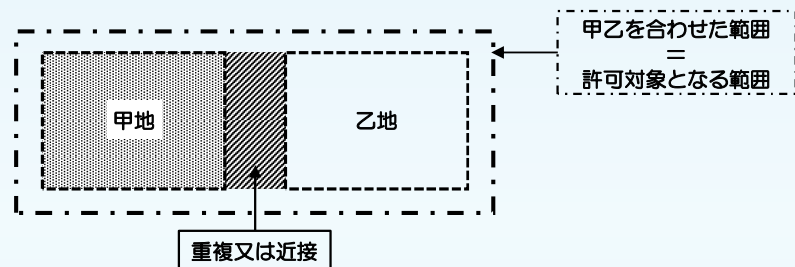
69

⑤既存盛土と接する新規盛土を造成する場合、 対象となる盛土規模はどのように考えるべきか

➡ 個々のケースにより判断するが、一体的な盛土と判断される場合は規制対象になる

- ・ 一体的な盛土であるかどうかは、以下により総合的に判断します
(事前相談を行ってください)

- 事業者の同一性
- 物理的一体性
- 機能的一体性
- 時期的近接性



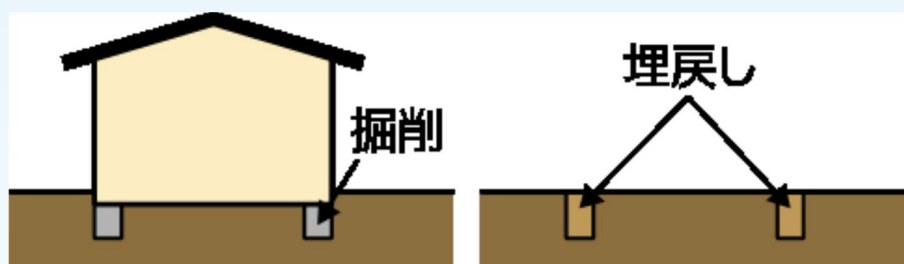
70

追加資料

⑤建築物等の工作物の建築・解体に伴う掘削・埋戻しについて

建築物等の工作物の建築・解体に伴う掘削・埋戻しは土地の形質の変更とみなしません。

埋戻しの範囲は埋め戻す周囲の地盤高さまでとし、これを超えるものは盛土として取り扱います。



<「建築物等の工作物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し」イメージ図>

71

⑥既存擁壁のやり替えについて

位置や高さが変わらない既存擁壁の通常の改修等であれば、盛土規制法の対象となる土地の形質の変更に該当しないため、許可不要工事となります。
この場合、擁壁等に関する除却工事の届出も不要です。



<既存擁壁のやり替え（参考例）>

※擁壁の高さが2mを超える場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要です。

7 不法盛土対応

福島県（西郷村）の事例

- ・わずか数か月の間に、関東の事業者が民家脇に大規模な不法盛土を造成



出典：国土交通省資料

- ・無許可盛土や監督処分命令違反、技術的基準の規定違反等の場合、
拘禁刑3年以下、1,000万円以下の罰金
（法人重科3億円以下）

74

不法盛土発見時の通報について

- ・以下のような不法と思われる盛土を発見した場合、
沖縄県建築指導課へ情報提供をお願いします。
 - 許可又は届出の標識が掲示されていない盛土等
 - 夜間に行われている盛土等
- ・情報提供窓口 沖縄県建築指導課 盛土対策班（098-866-2413）
- ・情報提供方法 電話等（電子申請による情報提供窓口を設置予定です）

75

8 その他

76

8 その他



- ・ 沖縄県の盛土規制法の実施状況の詳細や最新情報は「沖縄県 盛土規制法」公式ホームページでご確認ください

沖縄県 盛土規制法



- 盛土規制法に基づく規制区域（案）の公表
- 盛土規制法許可申請等の手引き（案）※時点版の公表



【問合せ先（那覇市を除く県内全域）】

沖縄県土木建築部 建築指導課 盛土対策班

電話 098-866-2413

メール aa066001@pref.okinawa.lg.jp

77